

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 4 号

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 5 9 年四日市市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

四日市地域総合会館あさけプラザ 使用許可申請書

受付番号
申請日

四日市市長

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

下記のとおり施設を使用したいので申請します。

◎使用情報

使用施設
使用目的
使用人数

◎使用一覧

	使用日	室場(備品)	金額
	使用時間		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
		会館使用料計	
		付属設備使用料計	
		計	
備考		請求合計額	
		収納済額	
		支払方法	

四日市地域総合会館あさけプラザ 使用許可書

受付番号
申請日
許可日

四日市市長（公印省略）

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

下記のとおり、施設の使用を許可します。

◎使用情報

使用施設
使用目的
使用人数

◎使用一覧

	使用日 使用時間	室場(備品)	金額	
	1			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		会館使用料計		
		付属設備使用料計		
		計		
備考		請求合計額		
		収納済額		
		支払方法		

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

四日市地域総合会館あさけプラザ 使用変更(取消)許可申請書

受付番号
申込日

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

下記のとおり施設の使用の変更(取消)を申請します。

◎使用情報

使用施設
使用目的
使用人数

◎(変更後・取消)一覧

	使用日	室場(備品)	金額
	使用時間		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
		会館使用料計	
		付属設備使用料計	
		計	
備考		請求合計額	
		収納済額	
		取消料	
		差引	
		支払方法	

四日市地域総合会館あさけプラザ 使用変更(取消)許可書

受付番号
申請日
許可日

四日市市長(公印省略)

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

下記のとおり、施設の使用の変更(取消)を許可します。

◎使用情報

使用施設
使用目的
使用人数

◎(変更後・取消)一覧

	使用日 使用時間	室場(備品)	金額	
	1			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		会館使用料計		
		付属設備使用料計		
		計		
備考			請求合計額	
			収納済額	
			取消料	
			差引	
			支払方法	

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

四日市地域総合会館あさけプラザ
使用料還付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

四日市地域総合会館あさけプラザ使用料の還付を次のとおり請求します。

使用許可日 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 (取消)許可日 年 月 日	年 月 日	施設使用変更 (取消)許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
還付請求の理由			
※既納使用料	円	※還付請求額	円
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
2 施設使用許可書又は変更（取消）許可書と使用料領収書を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、改正前の四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市三浜文化会館条例施行規則（平成 2 8 年四日市市規則第 5 8 号）	(略)	
四日市市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和元年四日市市規則第 6 3 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しない		

ものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市三浜文化会館条例施行規則（平成28年四日市市規則第58号）	(略)	
<u>四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年四日市市規則第4号）</u>	<u>第9号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和元年四日市市規則第63号）	(略)	
(略)		

(市民生活部あさけプラザ)